

2022 年度早稲田大学大学院法務研究科入試 既修者試験サンプル問題（商法）

次の事実を読んで設問に答えなさい。

問題

Y 社は、地方において建設業を営む株式会社（公開会社・監査役設置会社、非上場）である。

Y 社は、平成 30 年 5 月下旬に定時株主総会（本件総会）を開催することを予定して、株主総会招集通知を株主に送付した（本件招集通知）。本件招集通知には、第 4 号議案として、「退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件」と題する議案（本件議案）が含まれており、この通知に添付された株主総会参考書類には、本件議案について、本件総会終結の時をもって任期満了により退任する取締役 2 名、辞任により退任する取締役 1 名に対して、それぞれ在任中の労に報いるため、①Y 社の内規に従い退職慰労金を贈呈すること、②その具体的金額、贈呈の時期・方法等については、取締役会に一任願いたいこと、③退任する取締役の略歴が記載されていたが、これを超える説明はなく、社外の株主には具体的な支給基準や金額を知る方法は特に用意されていなかった。

Y 社の長年の個人株主である X は、地方での建設不況に伴う Y 社の業績低迷の折から、退任する取締役に対して退職慰労金を支給することに疑問を抱いていた。そこで、X は、本件総会に出席して、本件議案に関し、Y 社の支配株主で本件総会の議長である Y 社代表取締役 A から上記の内容の説明があったのち、退任する取締役に支給する退職慰労金の額を公表するよう求めた。

これに対して、A から、「算出基準としては、報酬月額に在任年数と役職係数を乗じた金額に功労金を加算して計算しており、具体的金額の決定についてはご一任願いたい」との再度の説明があり、また「受給者のプライバシーの問題に関わってまいりますので、金額の公表は差し控えさせていただきたい」との回答であった。

A は、本件議案の承認を諮ったところ、A や A の親族のほか Y 社の従業員株主の多数の賛成もあり、本件議案は可決された（本件決議）。

本件決議を受けて、A は取締役会を招集し、取締役会において退任した各取締役に對する退職慰労金の支給額を Y 社の内規に従って決定し、これらの各取締役に對して、取締役会で決定した金額の退職慰労金を支給した。

X は、本件決議の効力を争う訴訟を提起した。

設問

上記の事実に含まれている会社法上の問題について論じなさい。

以上

サンプル問題についてのコメント

会社法の基本的な問題について理解し、適切に事例に当てはめることができるかを問う問題です。

サンプル問題では、①退職慰労金の支給について株主総会において一任決議をする際の要件（361 I ①）として、退職慰労金の支給について内規や慣行といった一定の支給基準があること、そうした支給基準について株主に推知可能であることやこれらの要件の本件事例への当てはめ、また②退職慰労金についての株主総会における取締役の説明義務（314）の基準や A の説明の適法性について問うています。

株主 X が本件決議の効力を争う訴訟を提起する場合には、①退職慰労金の決定方法の違法を理由とする本件決議の無効（830 II）を主張することが考えられます。また、②A の説明義務違反による本件決議の取消し（831 I ①）の主張も考えられ、これには裁量棄却（831 II）の余地があるかも問題となります。

以上